○総務省告示第二百三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）第八条第一項の規定により読み替えて適用される政治資金規正法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年七月四日

総務大臣　野田　聖子

政党	政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
希望の党	支部の数		八〇	六〇	三〇、四、二四
	（設立された支部の名称）	（主たる事務所の所在地）	（主たる活動区域）		（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部）
	希望の党北海道総支部連合会	北海道札幌市中央区北五条西六	北海道		○
	希望の党北海道第２区総支部	北海道札幌市北区新琴似八条九―二―一	衆議院北海道第２区		○
	希望の党北海道第９区総支部	北海道苫小牧市若草町一―一―二四	衆議院北海道第９区		○
	希望の党秋田県第３区総支部	秋田県由利本荘市砂子下一一三―九	衆議院秋田県第３区		○
	希望の党埼玉県第10区総支部	埼玉県東松山市材木町二〇―九	衆議院埼玉県第10区		○
	希望の党千葉県第１区総支部	千葉県千葉市中央区富士見二―九―二八	衆議院千葉県第１区		○
	希望の党千葉県第８区総支部	千葉県柏市柏五―六―一〇	衆議院千葉県８区		○
	希望の党千葉県第10区総支部	千葉県香取市佐原ロ二一六四―二	衆議院千葉県10区		○
	希望の党神奈川県第13区総支部	神奈川県大和市中央二―四―四	衆議院神奈川県13区		○
	希望の党神奈川県第17区総支部	神奈川県小田原市栄町三―八―一一	衆議院神奈川県17区		○
	希望の党神奈川県第18区総支部	神奈川県川崎市高津区下作延六―二一―一一	衆議院神奈川県18区		○
	希望の党愛知県総支部連合会	愛知県名古屋市東区東桜一―九―二六	愛知県		○
	希望の党愛知県第６区総支部	愛知県春日井市勝川町六―八九	衆議院愛知県第６区		○
	希望の党愛知県第10区総支部	愛知県一宮市本町一―二―八	衆議院愛知県第10区		○
	希望の党愛知県第14区総支部	愛知県豊川市西豊町三―一一三	衆議院愛知県14区		○
	希望の党兵庫県第１区総支部	兵庫県神戸市中央区八幡通四―二―一四	衆議院兵庫県第１区		○
	希望の党兵庫県第７区総支部	兵庫県西宮市今在家町二―二五	衆議院兵庫県第７区		○
	希望の党佐賀県第２区総支部	佐賀県小城市牛津町牛津一二七―一	衆議院佐賀県第２区		○
	希望の党長崎県第４区総支部	長崎県佐世保市神島町四―七	衆議院長崎県第４区		○
	希望の党鹿児島県第３区総支部	鹿児島県薩摩川内市御陵下町二七―二三	衆議院鹿児島県第３区		○
	異動事項				届出年月日
	各支部の届出事項				三〇、四、二四
	（異動のあった支部の名称）	（異動事項）	（新）	（旧）	
	希望の党参議院比例区第１支部	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町一―一一―二八	東京都新宿区市谷本村町二―四	
	希望の党東京都衆議院第15選挙区支部	主たる事務所の所在地	東京都江東区富岡一―二六―二一	東京都江東区富岡一―二六―一八	
	希望の党長野県衆議院第２選挙区支部	主たる事務所の所在地	長野県松本市沢村二―一三―九	長野県松本市島立九七五―一	

○総務省告示第二百三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年七月四日

総務大臣　野田　聖子

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
希望の党	玉木雄一郎	三〇、五、七

○総務省告示第二百三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成三十年七月四日

総務大臣　野田　聖子

政党	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
希望の党	松沢成文	山崎　邦子	東京都千代田区永田町一―一一―四	三〇、五、八	
国民党	玉木雄一郎	岸本　周平	東京都北区赤羽南二―六―四	三〇、五、七	